

知っていますか？

障がいを知り、
ともに生きるために

障害者差別解消法

が4月1日に施行されました

◎どんな法律？

国や県・市町村などの役所、会社・お店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別すること（不当な差別的取扱い）を禁止し、合理的配慮を提供することを義務（事業者は努力義務）とした法律です。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国や市役所	× 禁止	義務 (配慮しなければならない)
事業者(※)		努力義務 (配慮をするように努める)

※事業者には、企業、個人のお店のほか、NPO法人、社会福祉法人を含みます。

◎合理的配慮の提供とは？

障がいのある方は、社会のなかにある障壁（バリア）によって生活しづらい場合があります。合理的配慮の提供とは、このバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているという意味が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを言います。

（例えば…書類を読み上げたり、筆談で対応する。段差にスロープを付ける。車いすのキャスターを上げるなど。）



あいサポーター(障がい者サポーター)になろう!

SUPPORTER

あいサポーターとは、特別な技術などを習得してサポートするのではなく、障がいの特性や必要な配慮を理解して、ちょっとした手助けを行う方です。意欲のある方なら、「あいサポート研修」を受講することにより、誰でもなることができます。

障がいを理解することで、適切な合理的配慮の提供にもつながります。企業や地域の集まりでも「あいサポート研修」を受講することができますので、お気軽にご相談ください。

【おたずね】出雲市社会福祉協議会 ☎23-3781

障がい者差別に関する 相談窓口にご相談ください!

これって差別?
誰かに相談したい...



役所や事業者からの差別に関する相談、合理的配慮に関する相談を受け付けます。相談の内容によっては、関係機関と連携し対応します。

【窓口の場所・連絡先】

福祉推進課 ☎21-6959 FAX: 21-6598

メール: fukushi@city.izumo.shimane.jp

里親制度を知ってください

えがおに
なあれ

60

子どもたちが明るく元気に育つのを
見ると、未来に希望を感じます。
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人
も「えがおになあれ」...そんな願いを
込めて、このコーナーを設けました。
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

皆さんは「里親」という言葉を聞いて
どんなことを思い浮かべるでしょうか？
今回は児童福祉法に基づく「里親制
度」について紹介します。
児童相談所では子どもに関するたく
さんの相談を受けています。その中
には、やむを得ない事情により、自分の家
で生活することができない子どももいま
す。このような子どもを家族の一員とし
て家庭に迎え入れ、愛情を込めて養育す
る人を「里親」と言います。里親には次
の三つの区分があります。
【養育里親】親と一緒に生活できるよう
なるまで長期的に養育をする。または、
数日から数ヶ月の短期間だけ子どもを
あずかり養育する。(専門的な知識を
持つて養育する「専門里親」を含む)
【養子縁組里親】養子縁組をして子ども
の養親になり養育する。
【親族里親】親の死亡、行方不明などの
事情にある子どもを、その祖父母やきよ
うだいが養育する。
現在日本では、自宅を離れて施設など
で生活する子どもが約4万6千人。その
うちの約84%は施設で暮らしています



児童福祉施設の餅つきに里親がボランティアで参加

おたずね／出雲児童相談所

☎210007

(執筆：出雲児童相談所)

要保護児童対策地域協議会は、
子どもが健やかに育つよう社会の
さまざまな機関が子育て中の家庭
を見守り、必要に応じて支援し、
児童虐待等のない社会を目指す
ために組織したものです。
が、今後の国の方針では、里親など家庭
で養育される子どもを増やすことにし
ています。
一人でも多くの子どもたちが家庭の温
もりを感じながら心身ともに成長でき
るように、里親も増やしていきたいと思
います。
里親になるためには特別な資格は必
要ありませんが、研修の受講が要件と
なっています。平成28年度の最初の研修
は7月の開催を予定しています。里親制
度に興味のある方は出雲児童相談所ま
でおたずねください。